

介護予防支援等重要事項説明書

R7. 4. 1現在

1 介護予防支援等担当職員

氏 名 連絡先 3675-1202

2 料 金

介護予防支援等利用料の利用者負担は原則ありません。法定代理受領にて、保険者より報酬が支払われます。報酬は介護保険法により以下のように1月につき定められています。

(1単位=11.40円で計算した金額が支払われます)

(1) 介護予防支援費Ⅱ 472単位 (5,380円)

ケアプラン作成後、実際に介護保険サービスを利用し、事業所にて給付管理を行った場合に報酬が発生いたします。(ケアプランの作成だけでは報酬が発生いたしません)

(2) 初回加算 300単位 (3,420円)

介護保険適用の場合でも、利用者の保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、金額の全額をお支払いいただき、事業者からサービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、江戸川区の窓口に提出しますと、差額等の払戻しを受けることができます。

3 介護予防支援事業所の概要

(1) 介護予防支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	なぎさ和楽苑さわやか相談室
所在地	134-0088 東京都江戸川区西葛西8-1-1
介護保険指定番号	介護予防支援 1372301596
サービスを提供する地域	新大橋通りより南側(海側) 臨海町・清新町・西葛西・東葛西・北葛西・南葛西・中葛西・宇喜田町・船堀・一之江町・二之江町・春江町5丁目・江戸川5~6丁目・西瑞江4~5丁目

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤
管理者	主任介護支援専門員	1名	
介護予防支援担当職員	介護福祉士	2名	
介護予防支援担当職員	社会福祉士	4名	
事務職員			1名

※ 主任介護支援専門員 2名

(3) 営業時間

月~土曜日	09:00~17:30
-------	-------------

※ 日曜・祝日・年末年始(12/29~1/3)は休み

4 当事業所の介護予防支援等の特徴等

(1) 運営の方針

地域で生活する要支援状態の方々が安心して生活を継続できるよう、また、適正な利用ができるように公正中立な立場で情報を提供し、心身の状況・置かれている環境を勘案し、利用者の要望を最大限反映させた介護予防サービス計画等を作成していきます。計画作成時には、効果的な自立支援が図られるように提案をしてまいります。計画には介護予防サービスおよび介護予防・生活支援サービスだけでなく、地域の社会資源も活用し、真に利用者のためになる計画作成を心がけていきます。利用者の方は、介護予防サービス計画等に位置付けるサービス事業所について、複数の事業所の紹介や、その選定理由の説明を求めることができます。

利用者の方が、安定した生活を送れるように計画を作成するだけでなく、計画が適切に実施されているか随時確認し、事業者との連携をはかり、現実に対応ができるように心がけます。

(2) 介護予防支援等の実施概要等

①介護予防支援等を行うにあたり、契約の時点で利用者、指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの三者において契約を行い、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で実施します。東京都推奨版のサービス計画書等を使用し、情報収集から計画作成、評価までを行います。利用者の要望だけでなく、自立支援にむけた積極的なアドバイスを行っていきます。

②モニタリングの実施は少なくとも3月に1回は利用者との面接を原則、居宅を訪問します。下記の要件を満たしている場合であっても、少なくとも6月に1回利用者の居宅を訪問します。居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用（対応時は別紙文書により同意を得ます）して面接を行います。利用者の状況に変化が認められた場合等においては、居宅を訪問することによる面接に切り替えます。

「テレビ電話装置等の活用に当たり適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

【要件】＊同意を頂ける場合は☑をお願いいたします。

- ☐ 1. 利用者の同意を得ること。
- ☐ 2. サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
- ☐ 3. 利用者の心身の状況が安定していること。
- ☐ 4. 利用者がテレビ電話装置等を介し意思疎通ができること。（家族のサポートがある場合含む）
- ☐ 5. 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
- ☐ 6. 少なくとも6月に1回利用者の居宅を訪問します。

(3) 医療等との連携

介護予防支援等を行うにあたり、医療等関係機関との連携を図っていきます。

- ①スムーズに連携を図るために、医療機関に入院をされました、入院先の医療機関に対し担当の介護支援専門員等の氏名等をお伝えください（お渡しした名刺等をご提示ください）。
- ②利用者の方が医療系のサービス利用を希望される場合、主治の先生へ意見を求めます。主治の先生は要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定しません。特に訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについて、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成します。また、意見を求めた先生に対し居宅サービス計画作成後に居宅サービス計画を交付します。
- ③訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員等が把握した利用者の状態等について、主治の医師等に必要な情報を伝達いたします。

④介護保険と同時に障害福祉制度を利用されている場合、相談支援専門員等と連携を図っていきます。

(4) ハラスメント防止に向けた体制

ハラスメント防止規程等に基づき、職場におけるハラスメント防止の取り組み、相談体制の構築、マニュアルの作成や研修の実施など、職員が働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。

(5) 虐待防止にむけた体制

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者の人権擁護、虐待発生またはその再発の防止のため、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に取り組んでまいります。また、措置を適切に実施するための専任の担当者を配置いたします。

(6) 身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録

身体的拘束を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由を記録いたします。

(7) 感染症・災害等に対する体制

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底のため、感染対策委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施等に取り組んでまいります。措置を適切に実施するための専任の担当者を配置いたします。

また、感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画（BCP）等の策定、研修・訓練の実施等に取り組んでまいります。

(8) 運営規定の概要、重要事項などの開示について

事業所の運営規定の概要等の重要事項については、事業所内での書面掲示に加え、法人ホームページ上で閲覧ができるよう掲載いたします。

5 サービス内容に関する相談・苦情

当事業所の介護予防支援等に関するご相談、苦情等は担当職員が下記窓口までお申し出ください。

＜サービス相談窓口＞

電話番号：03-3675-1201 担当 阪本 彰史

＜なぎさ和楽苑 第三者委員会＞

- ・ 長 田 久 雄 桜美林大学院名誉教授
- ・ 岡 村 郁 子 江戸川区社会福祉協議会 事務局長
- ・ 坪 井 順 子 なぎさ和楽苑家族会OB
- ・ 横 内 博 ボランティア「なぎさグループ」代表
- ・ 小 坂 順 子 江戸川区民生児童委員協議会 葛西第三地区副会長

第三者委員へご相談のご希望の場合は、サービス相談担当までお申し出ください。電話、面談等調整をさせていただきます。

（受付時間 月曜日～土曜日 09：00～17：00 年末年始・祝日除く）

当事業所が設置する窓口以外でも相談・苦情の窓口を設置しています。

＜江戸川区役所内＞

介護保険課事業者調整係 電話：03-5662-0032

＜東京都国民健康保険団体連合会＞

介護相談窓口担当 電話：03-6238-0177

（受付時間 月曜日～金曜日 09：00～17：00 年末年始・祝日除く）

6 地域包括支援センターなぎさ和楽苑さわやか相談室の概要

- 名称・法人種別 社会福祉法人 東京栄和会
- 代表者・役職 理事長 鈴木 信 男
- 所在地 東京都江戸川区西葛西8-1-1
- 電話・Fax 番号 TEL 3675-1236 FAX 3675-6567

○ 法人本部で行う他の事業

(1) 介護保険事業（介護予防・総合事業含む）

- | | |
|------------------|--------------|
| ① 介護老人福祉施設 | ② 短期入所生活介護 |
| ③ 通所介護 | ④ 認知症対応型通所介護 |
| ⑤ 通所型サービス（緩和型） | ⑥ 訪問介護 |
| ⑦ 訪問看護 | ⑧ 福祉用具貸与 |
| ⑨ 居宅介護支援（介護予防支援） | |

(2) 江戸川区委託事業

- ① 地域包括支援センター（熟年相談室）
- ② 虚弱者向け配食サービス（ぬくもり配食）

(3) 診療所

- ① 博愛ホーム診療所

(4) 都市型軽費老人ホーム

- ① JOYなぎさ

(5) 特定相談支援事業

(6) 障害児相談支援事業

(7) 障害福祉サービス事業

- | | |
|--------|--------------------------|
| ① 短期入所 | ② 在宅心身障害者施設入浴サービス（区委託事業） |
|--------|--------------------------|

「この重要事項説明書に書かれている内容について_____から説明を受け、同意いたします」

年 月 日

氏 名 _____。

(代理人 _____)